

あんぜん あんしん 通信

消費生活センターだより
令和7年9月号



海産物の送り付けにご注意ください！！

【事例1】

注文した覚えのない会社から「海産物を7月21日に発送する。代金は12500円」と書いた手紙が届いた。

【事例2】

「以前購入してもらった。廃業するので最後の挨拶」と電話が掛かったので、海産物の購入を了承した。1か月後、違う業者から「15000円の海産物を送った」と電話があったので「注文していない」と断ったが「もう送ったのでキャンセルできない」と言われ渋々了承した。昨日再び電話があり、また送って来るといふ。さすがに今回は受け取りたくない。



断るときはきっぱりと！！

- 登録のない見知らぬ番号からの電話には出ないようにしましょう。番号を着信拒否設定しておきましょう。
- 勧誘されたときは話を全部聞かず、「断ります。今後電話しないでください」ときっぱり断って切りましょう。
※断っているのにしつこく勧誘するのは違法行為です。
(再勧誘の禁止)
- 一度だけならと了承すると、次からは了承していないのに何度も送ってくる可能性があります。電話での勧誘であれば、届いた商品を受取拒否し、クーリング・オフをしましょう。



ご相談は
笠岡市消費生活センターへ
☎0865-63-0999